

住居確保給付金 マニュアル等

◎令和3年2月1日 第9版

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル

◎令和2年4月20日

住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

◎令和3年6月4日（随時バージョンアップ）

住居確保給付金の支給事務の取扱問答 vol.8

<厚労省特設サイト>

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

<住居確保給付金相談コールセンター>

0120-23-5572（9：00～17：00：平日のみ）

住居確保給付金の変遷

時期	変更内容
令和2年4月1日～	・年齢要件撤廃（以前は65歳未満のみ利用可能）
令和2年4月20日～	・減収要件の追加（以前は離職・廃業の場合のみ利用可能） ・過去に住宅手当または住宅支援給付を受けた人も申請可能となる
令和2年4月30日～	・求職活動要件の緩和（コロナ影響により、当分の間） ※ハローワークの登録、職業相談、応募・面接については免除 ※自立相談支援機関との面談は月4回から月1回に緩和
令和2年5月7日～	・支援プランの作成は原則求めない（迅速化①） ・生活困窮者自立支援統計システムへの入力不要（迅速化①）
令和2年5月29日～	・クレジットカード払いも対象に含める（この場合、本人支給とする）
令和2年6月8日～	・延長、再延長の審査事務の簡略化等手続きの迅速化（迅速化②） ・休眠預金等については、確認のための添付書類は不要
令和2年7月1日～	・支給額計算の変更（一部支給の場合の支給額アップ）

住居確保給付金の変遷

令和3年1月1日～	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に新規申請した人のみ、最大12ヶ月受給可能 ※再々延長時は資産要件が通常の半分の額になる。 ※減収要件であっても規定の求職活動が必要。 求職活動要件等の「当分の間」措置の部分解除 →離職・廃業の場合、規定の求職活動が必要。 支援プラン（システム入力）に係る迅速化①の解除。
令和3年2月1日～	<p>住居確保給付金を過去に受給した人も再支給可能になる。</p> <p>※令和3年3月末までに限る。※給付3ヶ月限り。</p> <p>※求職活動要件は新規申請と同様の要件が課される。</p>
令和3年4月1日～	再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年6月30日まで延長なる
令和3年6月11日～	再支給（最長3か月間）の申請期間を、令和3年9月30日まで延長なる 9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした場合は、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

3

住居確保給付金（求職活動等要件整理表）

○住居確保給付金の求職活動等要件整理表

【必要とされる求職活動要件】

- ①（申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ② 自立相談支援機関への相談（月1回以上）※注
- ③ 公共職業安定所での職業相談（月2回）
- ④ 企業等への応募（週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 （再々延長中）	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 （本則・特例）	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須

※注 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月4回を緩和している

4

住居確保給付金（ポイント①）

●中止の要件（義務不履行、虚偽申告、退去などに加え）

受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の分から支給を中止する。

※失業給付（雇用保険）受給開始による収入増などは中止要件にならない

自治体事務マニュアルにある「支給の中止」に合致しなければ
3カ月継続して支給し続けることとなる。

●学生について

主たる生計維持者であるなど要件に該当すれば支給対象者となる。

●家賃支払いがクレジットカード払いの場合

例外的に本人口座への支給が認められるようになった。（要確認）

住居確保給付金（ポイント②）

●職業訓練受講給付金との併給は認められない。

途中で受給した場合は**停止**となる。（受給が終了後に再開可能）

申請者と同一世帯に属する者が職業訓練受講給付金を受給していない事

特例措置

令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能。**当該給付金は収入算定しない。**

●申請時の収入の算入について

- a) 就労等収入（給与収入、事業収入）
- b) 公的給付等（失業等給付、年金、手当）例：児童手当、児童扶養手当など
- c) 継続的な仕送り（例：養育費など）
- d) 借入金、退職金又は公的給付金等のうち臨時的な給付は**算入しない**（例：特例貸付など）

延長、再延長の申請も併給可能（10月1日以降）

***新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資については収入・資産として参入しない。**

生活困窮者自立支援法施行規則の 一部を改正する省令の施行

◆令和3年6月11日

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行（抜粋）

1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から6月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年9月30日まで延長します。申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（令和3年6月11日）です。なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

省令改正後の施行日から令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

また、施行日の前日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

7

住居確保給付金（再支給の申請）

最大9か月プラス
3か月

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。
※令和3年6月30日が申請期限です。

令和3年6月11日以降

再支給の申請をしたことが
ない方が対象です

- ・再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年9月30日まで延長します。
- ・住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を導入します。申請期間は令和3年9月30日までです。

その他個別の要件等があります

8

住居確保給付金の再支給の申請

■住居確保給付金の支給が終了した方

特例の再支給 *3か月間に限る

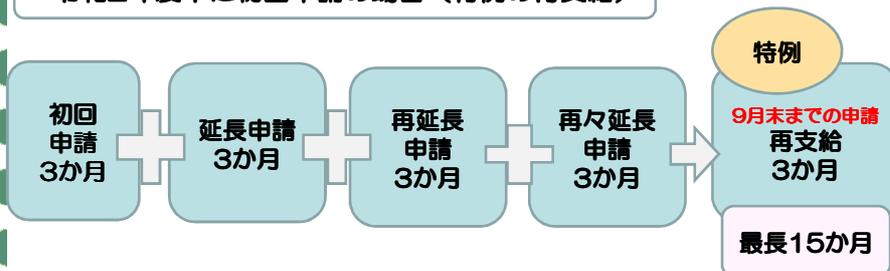
住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年9月30日までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能とするもの。なお、本特例による再支給の申請は1度限り。

通常の再支給 *最長9か月

常用就職後に新たに解雇された場合や、雇用契約期間が満了した場合で、本人に落ち度はなく、更新の意思があったにもかかわらず、使用人の都合で契約されなかった場合。

9

令和2年度中に初回申請の場合（特例の再支給）



令和3年4月1日以降の申請と、通常の再支給の場合



10